別添２

○情報通信分野における許認可等に係る標準処理期間（平成 20 年総務省訓令第 64 号）の一部を改正する訓令　新旧対照条文

（下線部分は変更部分）

改　正　後

別紙

許認可等の種類	法令名	根拠条項	標準処理期間	事案により異なるもの
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
電気通信事業の登録	電気通信事業法	第９条	－	
慎重な審査を要する場合			1～2か月	
上記以外のもの			15日	
電気通信事業の登録の更新		第12条の２①	1～2か月	
変更登録		第13条①	－	
慎重な審査を要する場合			1～2か月	
上記以外のもの			15日	
（略）		（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
第一種指定電気通信設備接続料規則によらないことの許可	第一種指定電気通信設備接続料規則	第3条		○
第二種指定電気通信設備接続料規則によらないことの承認	第二種指定電気通信設備接続料規則	第3条		○
実施計画の認定	特定通信・放送開発業実施円滑化法	第4条①	5週間	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

改　正　前

別紙

許認可等の種類	法令名	根拠条項	標準処理期間	事案により異なるもの
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
電気通信事業の登録	電気通信事業法	第９条	－	
慎重な審査を要する場合			1～2か月	
上記以外のもの			15日	
変更登録		第13条①	－	
慎重な審査を要する場合			1～2か月	
上記以外のもの			15日	
（略）		（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
接続料規則によらないことの許可	接続料規則	第3条		○
実施計画の認定	特定通信・放送開発業実施円滑化法	第4条①	5週間	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

附　則

この訓令は、電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 26 号）の施行の日（平成 28 年 5 月 21 日）から施行する。